㈣　学生又は事業修習者が滞在する一方の締約者外から送金された生計費又は学費等については、当該一方の締約者において免税となることを規定している。（第一五条関係）

㈤　我が国及びジャージーにおいては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去することを規定している。（第一六条関係）

4　特別規定（第四章関係）
第三章の規定に適合しない課税についての申立て及び両締約者の権限のある当局の合意による問題の解決等について規定している。（第一七条関係）

5　最終規定（第五章関係）
この協定中の章及び条の見出し並びにこの協定の効力発生及び終了について規定している。（第一八条～第二〇条関係）

6　議定書
この協定の不可分の一部を成すものとして、被要請者の迅速な対応を確保するために被要請者の権限のある当局が行うことについて規定している。

◇食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（条約第八号）（外務省）

この条約は、食料及び農業のための植物遺伝資源に関し、その保全及び持続可能な利用のために締約国がとるべき措置を定めるとともに、その取得を容易にし、及びその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分するための多数国間の制度の設立等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、持続可能な農業及び食糧安全保障のため、生物多様性条約と調和する方法による食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。（第一条関係）

2　この条約は、食料及び農業のための植物遺伝資源に関するものとする。（第三条関係）

3　締約国は、自国の法令及び手続をこの条約に定める義務に適合したものとすることを確保する。（第四条関係）

4　締約国は、国内法令に従い、かつ、適当な場合には他の締約国と協力しつつ、食料及び農業のための植物遺伝資源の探査、保全及び持続可能な利用のための総合的な取組を促進するとともに、食料及び農業のための植物遺伝資源の調査、目録の作成及び収集等を行う。（第五条関係）

5　締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用を促進する適当な政策上及び法律上の措置を定め、及び維持する。（第六条関係）

6　締約国は、適当な場合には、前二条に規定する活動を自国の農業及び農村の開発に関する政策及びプログラムに統合し、並びに食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用において、直接的に又は国際連合食糧農業機関その他関連する国際機関を通じて他の締約国と協力する。（第七条関係）

7　締約国は、この条約の実施を円滑にすることを目的として、二国間で又は適当な国際機関を通じて、他の締約国への技術援助の提供を促進することに合意する。（第八条関係）

8　締約国は、農業者の権利が食料及び農業のための植物遺伝資源に関連する場合には、これを実現する責任を負うのは各国の政府であることに合意する。締約国は、適当な場合には、国内法令に従い、農業者の権利を保護し、及び促進するため、伝統的な知識の保護、関連する国内の意思決定への参加等の措置をとるべきである。（第九条関係）

9　締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを容易にすること並びにその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することの双方を相互補完的に、かつ、相乗効果をもたらす方法で行うため、効率的で効果的な、かつ、透明性のある多数国間の制度を設立することに合意する。（第一〇条関係）

10　㈠　多数国間の制度の対象範囲（第一一条関係）
多数国間の制度には、附属書Ⅰに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源であって、締約国の管理及び監督の下にあり、かつ、公共のものとなっているものを全て含める。

㈡　締約国は、附属書Ⅰに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源を保有する他の全ての者に対し、当該食料及び農業のための植物遺伝資源を同制度に含めるよう要請する。

㈢　締約国は、自国の管轄下にある自然人及び法人であって、附属書Ⅰに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源を保有するものに対し、当該食料及び農業のための植物遺伝資源を多数国間の制度に含めることを奨励するための適当な措置をとることに合意する。

11　多数国間の制度の下における食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会の提供（第一二条関係）

㈠　締約国は、他の締約国並びにその管轄の下にある法人及び自然人に対し、次の条件に従って食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会の提供を行うために必要な法律上その他の適当な措置をとることに合意する。

(1)　取得の機会が、食料及び農業に関する研究、育種及び訓練のための利用及び保全の目的のためにのみ提供され、並びに迅速に、個々の収集物の追跡を必要とすることなく、かつ、無償で（有償の場合には、最小限の経費の額を超えない手数料で）提供されること。

(2)　受領者が、食料及び農業のための植物遺伝資源又はその遺伝的な部分若しくは構成要素であって、多数国間の制度から受領した形態のものについて、容易にされた取得の機会の提供の妨げとなるいかなる知的財産権その他の権利も主張しないこと。

㈡　容易にされた取得の機会の提供は、理事会によって採択される定型の素材移転契約に基づいて行われる。定型の素材移転契約は、食料及び農業のための植物遺伝資源の受領者が当該食料及び農業のための植物遺伝資源の他の者又は団体への移転及びその後のあらゆる移転について当該定型の素材移転契約の条件が適用されることを要求する旨の規定を含む。

㈢　締約国は、定型の素材移転契約の下で契約上の紛争が生ずる場合には、自国の法制度の下で、適用される管轄権に係る要件に従って訴訟を提起することができることを確保する。

12　締約国は、多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の利用から生ずる利益が、情報の交換、技術の取得の機会の提供及び移転、能力の開発並びに商業化による利益の配分の仕組みにより公正かつ衡平に配分されること、並びに、定型の素材移転契約に、多数国間の制度を通じて取得した素材を組み入れた産品の商業化から生ずる利益の衡平な配分としての支払をその商業化を行う受領者が理事会により開設された信託勘定に対して行うことを要求する規定を含めることに合意する。（第一三条関係）

13　締約国は、この条約の実施のための資金供与の戦略を実施することを約束する。資金供与の戦略は、この条約に基づく活動を実施するための資金の供与について利用可能性、透明性、効率性及び実効性を高めることを目的とする。また、資金供与の戦略に従い、先進締約国は、二国間の、地域的な及び多数国間の経路を通じてこの条約の実施のための資金を供与するものとし、開発途上締約国及び移行経済締約国は、これを利用することができる。これらの経路には、必要に応じ設けられるこの条約の実施のために資金を受領し、利用するための適当な仕組み（例えば信託勘定）が含まれる。（第一八条関係）

14　全ての締約国で構成される理事会を設置する。理事会の全ての決定は、原則としてコンセンサス方式によって行う。理事会は、この条約の実施（特に多数国間の制度の運用）のために必要とされる勧告の採択、この条約の実施のために資金を受領し、利用するための適当な仕組み（例えば信託勘定）の設置、この条約の改正の採択その他この条約の目的を達成するために必要な任務を遂行する。（第一九条関係）

15　理事会は、その第一回会合において、この条約の規定を遵守することを促進し、及び不履行の事案に対処するための協力についての効果的な手続並びにそのための実用的な制度を検討し、及び承認する。（第二一条関係）

16　附属書Ⅰには、食糧安全保障上の重要性及び育種材料として国境を越えて融通し合うことの重要性を基準として選定された三五種類の食用作物（稲、小麦、とうもろこし、かんきつ類、サトイモ科作物等）及び八一種の飼料用作物が掲げられている。また、附属書Ⅱは、仲裁及び調停の手続を規定している。（附属書関係）